二　特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8　第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9　第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10　第六項第三号及び第七項各号並びに第三十四条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11　第三十四条第二項第七号及び第三十五条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第三十四条第二項第七号に掲げるその他Ｔｉｅｒ１資本不足額は、第三十一条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額からその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二　第三十五条第二項第五号に掲げるＴｉｅｒ２資本不足額は、第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額からＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

第三十八条第一項中「第三十一条の算式」を「第三十一条各号の算式」に、「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「第百五十条」を「第百五十条第二号」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　債務保証見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定により普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額又はＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第三十四条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

第三十八条第二項第二号及び第三号中「第三十一条の算式」を「第三十一条各号の算式」に改め、同条第三項中「信用金庫連合会は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるもの」を「第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第三十九条中「第三十一条の算式」を「第三十一条各号の算式」に改め、同条第一号及び第二号中「以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」の下に「（第三十四条第二項第二号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで又は第三十六条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）」を加える。

第四十条中「第三十一条の算式」を「第三十一条各号の算式」に改める。

第四十一条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額」に、「第三十一条に定める算式」を「第三十一条各号の算式」に改め、同条第三項中「信用金庫又は」を削り、「第三十一条に定める算式」を「第三十一条各号の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十一条に定める算式」を「第三十一条各号の算式」に、「第三十四条第一項第一号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額」を「並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額」に改める。

第四十二条を次のように改める。

（標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十二条　標準的手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一　次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（国内基準金庫にあっては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十七条及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額